

保 險 年 金 課

・ 国 保 係

・ 給 付 年 金 係

1. 国保係

事業名 (事業発足年度)	予算額	事業概要
国民健康保険 1. 運営協議会 (昭和33年度)	千円 757	国民健康保険事業の運営に関する事項を審議する。
2. 保険給付 (昭和29年度)	5,642,453	被保険者の疾病・負傷・出産又は死亡に対し保険給付を行う。 ○一般被保険者療養給付費 4,819,500 千円 ○一般被保険者療養費 48,500 千円 ○一般被保険者高額療養費 715,000 千円 ○一般被保険者高額介護合算療養費 3,000 千円 ○出産育児一時金 30,000 千円 ○葬祭費 8,000 千円 ○診療報酬明細書審査支払手数料 18,253 千円 ○移送費 200 千円
国民健康保険 3. 事業費納付金 (平成30年度)	2,104,961	県内の医療給付費等の見込みから市町村ごとに算出された額を納付する。 ○医療給付費分 1,386,387 千円 ○後期高齢者支援金等分 532,430 千円 ○介護納付金分 186,144 千円
4. 保健事業 (昭和61年度)	77,815	国保の円滑な運営、被保険者の健康の保持増進のため必要な事業を実施する。 ○短期人間ドック補助事業 20,000 千円 ・日帰りコース 20,000円の助成 1,000人 ○医療費通知(年3回)、ジェネリック医薬品差額通知(年2回) ○パンフレットの配布 ○特定健康診査・特定保健指導事業 57,815 千円

2. 給付年金係

事業名 (事業発足年度)	予算額	事業概要
1. 後期高齢者医療制度 (平成20年度)	千円 1,285,240	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者（75歳以上及び65歳以上75歳未満で障がい認定を受けたかた）に対し、群馬県後期高齢者医療広域連合が医療の給付を行う。 市は条例に基づき、各申請書等の受付、保険料の徴収を行う。 ○ 対象者（被保険者数） 12,169 人（令和5年度末）
2. 福祉医療費助成事業 (昭和49年度)	556,807	子ども、重度心身障がい者及び母子・父子家庭等の親と子の健康管理向上のため、保険診療の自己負担分を助成することにより経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。 扶助費予算額 ○ 子ども分 266,182 千円 ※令和5年4月1日から18歳年度末まで対象者を拡大 ○ 重度心身障がい者分 138,482 千円 ○ 高齢重度障がい者分 69,854 千円 ○ 母子・父子家庭等分 60,748 千円 ○ 小児慢性特定疾病分 420 千円

事業名 (事業発足年度)	予 算 額	事 業 概 要												
3. 国民年金事務 (昭和34年度)	千円 21,874	国民年金は、年をとったときや不慮の事故で障害者になったとき、また、一家の働き手を亡くしたときなどにも安定した生活を保障する国の福祉制度である。 国民年金には、保険料を納めて年金を受け取る“拠出年金”と保険料を納めずに受給できる“無拠出年金”とがある。												
		◎国民年金加入者の種類 第1号被保険者 … 20歳以上60歳未満の自営業者・学生等 任意加入者 … 保険料の未納期間のある60歳～65歳未満のかた・20歳～65歳未満の海外居住者 第2号被保険者 … 会社員・公務員（厚生年金保険、共済組合等に加入中のかた） 第3号被保険者 … 第2号被保険者の被扶養配偶者												
		◎〔拠出年金関係事業の内容〕												
		○適用事業 国民年金加入者の異動に伴う資格変更の処理を行い、記録を整理する。また、20歳到達予定者及び20歳以上60歳未満の国民年金未加入者に対して、加入資格の有無を年金事務所で調査し、加入すべき者には加入勧奨がなされ、館林市において加入手続きを行う。												
		○国民年金保険料 令和5年度における保険料は、月額16,520円。 （付加加入者は、月額400円を加算納付する。）												
		○裁定事業 国民年金の受給資格取得者から提出された、年金裁定請求書を受理し、日本年金機構へ進達する。 ※年金の裁定（受給申請）に必要なもの。												
		<table><tr><th>年金の種類</th><th>持 参 す る も の</th></tr><tr><td>老 齢 基 礎 年 金</td><td>年金手帳・預金通帳・戸籍謄本・住民票・マイナンバー・配偶者の年金証書等</td></tr><tr><td>障害基礎年金</td><td>年金手帳・預金通帳・戸籍謄本・国民年金診断書・病歴就労状況等申立書・マイナンバー等</td></tr><tr><td>遺族基礎年金</td><td>年金手帳・預金通帳・戸籍謄本・住民票謄本及び除票・死亡診断書（死体検案書等）のコピー・マイナンバー等</td></tr><tr><td>寡 婦 年 金</td><td>年金手帳・預金通帳・戸籍謄本・住民票謄本及び除票・所得証明等</td></tr><tr><td>死 亡 一 時 金</td><td>年金手帳・預金通帳・戸籍謄本・住民票謄本及び除票等</td></tr></table>	年金の種類	持 参 す る も の	老 齢 基 礎 年 金	年金手帳・預金通帳・戸籍謄本・住民票・マイナンバー・配偶者の年金証書等	障害基礎年金	年金手帳・預金通帳・戸籍謄本・国民年金診断書・病歴就労状況等申立書・マイナンバー等	遺族基礎年金	年金手帳・預金通帳・戸籍謄本・住民票謄本及び除票・死亡診断書（死体検案書等）のコピー・マイナンバー等	寡 婦 年 金	年金手帳・預金通帳・戸籍謄本・住民票謄本及び除票・所得証明等	死 亡 一 時 金	年金手帳・預金通帳・戸籍謄本・住民票謄本及び除票等
		年金の種類	持 参 す る も の											
		老 齢 基 礎 年 金	年金手帳・預金通帳・戸籍謄本・住民票・マイナンバー・配偶者の年金証書等											
		障害基礎年金	年金手帳・預金通帳・戸籍謄本・国民年金診断書・病歴就労状況等申立書・マイナンバー等											
遺族基礎年金	年金手帳・預金通帳・戸籍謄本・住民票謄本及び除票・死亡診断書（死体検案書等）のコピー・マイナンバー等													
寡 婦 年 金	年金手帳・預金通帳・戸籍謄本・住民票謄本及び除票・所得証明等													
死 亡 一 時 金	年金手帳・預金通帳・戸籍謄本・住民票謄本及び除票等													
○保険料申請免除制度 保険料を納付することが困難な低所得者の救済策として、一定条件に該当する前年度の低所得者や失職者などの方達が、申請により保険料納付が全額又は一部免除される制度。														

事業名 (事業発足年度)	予算額	事業概要						
3. 国民年金事務 (昭和34年度)	千円 21,874	※免除された期間の年金額は、それぞれ次のとおり。 ・全額免除適用者の年金額＝4/8支給 ・3/4 免除適用者の年金額＝5/8支給 ・半額免除適用者の年金額＝6/8支給 ・1/4 免除適用者の年金額＝7/8支給 ◎〔無拠出年金関係事業の内容〕 公的年金制度に加入する機会が無かった方の生活の安定を図るため国庫で全額負担し支給される年金で、老齢福祉年金と障害基礎年金がある。 ○老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた方は、一定の要件のもとに福祉年金が支給される。 福祉年金の支給は、支給額が記入された年金証書の交付によって行われる。平成19年10月以降年金の受取りは、銀行等の金融機関の預金口座への振込み、又は、郵便局窓口における国庫金送金通知書での受け取りのいずれかになる。 年金証書については、受給者が保管する。 ●老齢福祉年金の支給制限 (老齢福祉年金の支給にあたっては、本人の所得、配偶者及び扶養義務者の所得によって、年金額の一部又は全額が支給停止となる。) ○障害基礎年金 障害の初診日が昭和36年4月1日以前、又は20歳前である方は、一定の要件のもとに障害基礎年金が受給できる。 受給要件の有無の確認のため、有期認定の方からは診断書を提出していただき、日本年金機構へ送付する。 ●障害基礎年金の支給制限 (受給者本人の所得により、年金額の支給停止がある。) ◎拠出年金の種類と年金額（令和5年度） <table border="1"> <thead> <tr> <th>年金の種類</th><th>支給要件</th><th>年金額（年額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老 齢 基 礎 年 金</td><td> 次の期間を合わせて25年以上（平成29年8月1日からは10年以上）ある方が、65歳になったときに受けられる。 ①国民年金保険料納付済期間。 ②国民年金保険料を免除された期間。 ③厚生年金や共済組合の加入期間。 ④厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者であった期間。 ⑤合算対象期間等 年金は、希望により繰り上げ・繰り下げ請求ができる。 </td><td> 20歳から60歳までの全期間納付の場合（40年完納） 795,000円 ※昭和31年4月1日以前に生まれたかたは792,600円 </td></tr> </tbody> </table>	年金の種類	支給要件	年金額（年額）	老 齢 基 礎 年 金	次の期間を合わせて25年以上（平成29年8月1日からは10年以上）ある方が、65歳になったときに受けられる。 ①国民年金保険料納付済期間。 ②国民年金保険料を免除された期間。 ③厚生年金や共済組合の加入期間。 ④厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者であった期間。 ⑤合算対象期間等 年金は、希望により繰り上げ・繰り下げ請求ができる。	20歳から60歳までの全期間納付の場合（40年完納） 795,000円 ※昭和31年4月1日以前に生まれたかたは792,600円
年金の種類	支給要件	年金額（年額）						
老 齢 基 礎 年 金	次の期間を合わせて25年以上（平成29年8月1日からは10年以上）ある方が、65歳になったときに受けられる。 ①国民年金保険料納付済期間。 ②国民年金保険料を免除された期間。 ③厚生年金や共済組合の加入期間。 ④厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者であった期間。 ⑤合算対象期間等 年金は、希望により繰り上げ・繰り下げ請求ができる。	20歳から60歳までの全期間納付の場合（40年完納） 795,000円 ※昭和31年4月1日以前に生まれたかたは792,600円						

事業名 (事業発足年度)	予算額	事業概要		
3. 国民年金事務 (昭和34年度)	千円 21,874	年金の種類	支給要件	年金額(年額)
		障害 基礎年金	障害の初診日前に、保険料の納付済期間(免除期間を含む)が、加入期間の2/3以上ある方、又は、初診日前の1年間に保険料の未納が無い方だけがや病気により日常生活に支障をきたす場合に支給。 ※18歳未満の子がいる場合は、加算金が支給される。	・1級認定障害 993,750円 68歳以上は990,750円 ・2級認定障害 795,000円 68歳以上は,792,600 ※子の加算金 子が1人の場合 228,700円 子が2人の場合 457,400円 (子が3人目以降 1人増すごとに 76,200円加算)
		遺族 基礎年金	保険料の納付済期間(免除期間を含む)が死亡日前に加入期間の2/3以上ある方、又は死亡日前の1年間に保険料の未納が無い方に扶養されていた「18歳未満の子のある配偶者又は子」に支給。	・子1人だけ 795,000円 ・配偶者と子1人 1,023,700円 68歳以上は1,021,300 ・配偶者と子2人 1,252,400円 68歳以上は1,252,000 (子が3人目以降 1人増すごとに 76,200円加算)
		寡婦年金	1号被保険者として保険料の納付済期間(免除期間を含む)が25年以上ある夫が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに死亡したとき、10年以上生活を共にした妻に、60歳から65歳未満までの5年間支給。	夫に支給されるはずであった老齢基礎年金の3/4を支給。
		死亡一時金	3年以上保険料を納めた方が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに死亡したとき、その方と生計を同じくしていた遺族に支給。	保険料納付済期間に応じて、下記金額の範囲内で支給。 120,000円 } 320,000円

事業名 (事業発足年度)	予 算 額	事 業 概 要									
3. 国民年金事務 (昭和34年度)	千円 21,874	◎無拠出年金の種類と年金額（令和4年度）									
		<table><tr><th>年金の種類</th><th>支 給 要 件</th><th>年金額（年額）</th></tr><tr><td>老 齢 福 祉 年 金</td><td>明治44年4月1日以前に 生まれた方。</td><td>全額支給の場合 406,100円</td></tr><tr><td>障 害 基 礎 年 金</td><td>自分で日常生活をすることができない20歳以上の方で、次のいずれかに該当する方。 ①国民年金制度ができる前（昭和34年11月1日以前）から、既に障害の状態にあったとき。 ②国民年金の被保険者となる前の負傷や病気で、初めて医者の診察を受けた日が、昭和36年4月1日前であるとき。 または初めての診察の日が20歳になる前であるとき。</td><td>・ 1 級認定障害 993,750円 ・ 2 級認定障害 795,000円</td></tr></table>	年金の種類	支 給 要 件	年金額（年額）	老 齢 福 祉 年 金	明治44年4月1日以前に 生まれた方。	全額支給の場合 406,100円	障 害 基 礎 年 金	自分で日常生活をすることができない20歳以上の方で、次のいずれかに該当する方。 ①国民年金制度ができる前（昭和34年11月1日以前）から、既に障害の状態にあったとき。 ②国民年金の被保険者となる前の負傷や病気で、初めて医者の診察を受けた日が、昭和36年4月1日前であるとき。 または初めての診察の日が20歳になる前であるとき。	・ 1 級認定障害 993,750円 ・ 2 級認定障害 795,000円
		年金の種類	支 給 要 件	年金額（年額）							
		老 齢 福 祉 年 金	明治44年4月1日以前に 生まれた方。	全額支給の場合 406,100円							
		障 害 基 礎 年 金	自分で日常生活をすることができない20歳以上の方で、次のいずれかに該当する方。 ①国民年金制度ができる前（昭和34年11月1日以前）から、既に障害の状態にあったとき。 ②国民年金の被保険者となる前の負傷や病気で、初めて医者の診察を受けた日が、昭和36年4月1日前であるとき。 または初めての診察の日が20歳になる前であるとき。	・ 1 級認定障害 993,750円 ・ 2 級認定障害 795,000円							
◎年金はマクロ経済スライド そのときの社会情勢（現役人口の減少や平均余命の伸び）に合わせて、年金の給付水準を自動的に調整する仕組み											
◎国民年金基金制度 20歳以上60歳未満の自営業者など国民年金の第1号被保険者の方や、60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で、国民年金に任意加入されている方が加入できる。											
※保険料は、加入年齢と受け取る年金の種類・金額により変わる。（最高掛金・月額 68,000円）											